

# 北本市立小・中学校修学旅行等の実施についてのガイドライン

## 1 基本的な考え方

- (1) 今後の感染状況により、「中止」となるリスクがあることを踏まえた上で、実施できる可能性が高い計画とすること。
- (2) 旅行先で、児童・生徒や教職員に発熱等の新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状が現れた場合や、現に感染が判明した場合において、学校・保護者がとるべき対応(付き添い・搬送・迎え等)を十分に考慮して計画すること。
- (3) 計画を立てる際、旅行先の選定をするにあたっては、上記の場合に必要な対応を取ることが困難な地域は避けること。
- (4) すでに計画を策定中であっても、県内・近隣府県も含めた旅行先変更や行程の見直し、日程の変更及び短縮などについて十分に検討を行うこと。

以上の考え方を基本とし、旅行先で感染が疑われる場合や感染が判明した場合に学校・保護者がとるべき対応などを児童・生徒や保護者に十分に説明した上で、各学校においてアンケートなどを通して、児童・生徒や保護者の意向を十分に踏まえ、「実施の可能性を第一」に考え、適切に判断すること。

## 2 留意事項

- (1) 国、埼玉県、北本市または旅行先(すべての滞在先)の自治体から、都道府県をまたぐ移動自粛や新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられていないこと。または、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- (2) 保護者に対して実施の可否(参加申込)に関しての調査を行うなど、85%以上の児童・生徒の参加が得られること。
- (3) 下記3の「感染防止対策」が講じられていること。

出発当日までに上記3事項を満たさない状況が1つでも発生した場合、または出発日時点において、当該学年の一学級でも臨時休業としている場合には、当該校における修学旅行等は中止または延期とする。

### 3 感染防止対策について

各学校は、旅行中において、下記の具体的な感染防止対策の徹底に努める。また、旅行代理店および学校は、事前に児童・生徒や保護者に対して感染防止対策について丁寧な説明を行う。

- (1) 現地で発熱や体調不良者が出た場合や、濃厚接触者と特定された場合などの対応について、現地の医療機関等に事前に確認を行い、学校としての対応方法を検討する。また、その対応方法について事前に保護者に説明を行う。

※下記に示す「児童・生徒の状況に係る判断基準」での対応について、旅行保険が適用されるもの以外(旅行代理店と確認)については保護者負担となることも説明すること。  
例)陽性者(濃厚接触者)にかかる費用・保護者の迎えに係る交通費 等。

- (2) 出発前(2週間が目安)から児童・生徒及び引率する教職員の体調管理に十分配慮する。また、出発当日も検温と健康調査を行い、発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状を有している場合は、その者に対し、修学旅行等の参加を控えるよう事前に指導をする。
- (3) 旅行中も朝・夕の検温を実施し、体調不良が感じられる児童・生徒及び教職員に適切に対応する。
- (4) 食事、入浴、就寝の時間以外は、適切なマスクの着用を徹底し、会話を控えめにするとともに手指消毒をこまめに行う。
- (5) 公共交通機関を利用する場合には、換気に留意し、必ず全員がマスクを着用するとともに、乗車時にはできる限り会話をさせないなどの工夫を行う。また、貸し切りバスの場合は、休憩頻度を増やしたり、窓を2方向開けたりするなど十分な換気に留意する。
- (6) 食事については、できる限りビュッフェスタイルを避け、1人ずつのセットメニューを基本とする。また、食事の前後の手洗いや食堂内の十分な換気、手指消毒を徹底し、一定の間隔をあけたり、対面を避けたりするなど配席の工夫を行う。
- (7) 浴場については、換気を十分に行い、同時に入浴する人数や時間を制限しながら利用する。
- (8) 現地でのアクティビティ(大人数を集めて実施する活動)等については、原則控えることが望ましいが、実施を計画する場合は、活動内容を精選し、いわゆる3密の場面を作らない、時間を短くする等の感染防止対策を徹底する。
- (9) 旅行終了後も児童・生徒及び引率した教職員の健康状態の経過観察を、一定期間(2週間が目安)行う。

#### 4 児童・生徒・引率教職員の状況に係る判断基準

時期	児童・生徒の状況	修学旅行等への参加の可否等	修学旅行等の実施・継続
前日	発熱などの風邪症状がある	不可	実施
	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	(受診し医師の診断に応じて総合的に判断)	保健所等による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	陽性者と特定	不可	
	他学年等の児童・生徒が陽性者と特定	-	
出発時	発熱などの風邪症状がある	不可	実施
	同居者が発熱・風邪症状・陽性	不可	
出発後	発熱などの風邪症状がある	別室待機、病院受診	継続
	濃厚接触者と特定	離団(隔離)	
	PCR 検査等受検が必要	離団(隔離)	
	同居者が濃厚接触者と特定	(状況による)	保健所等による疫学調査等の結果を踏まえ判断
	陽性者と特定	離団(入院等)	
	他学年等の児童・生徒が陽性者と特定	-	

※濃厚接触者は離団し、別ホテル等で2週間の隔離となる可能性がある。

※上記いずれの時期においても、他学年の教員または児童・生徒の感染者が判明した時点で、保健所等による疫学調査等を踏まえた判断により、修学旅行等を中止にする可能性がある。

#### 5 経費等について

- (1) 目的の達成と保護者の経済的負担を考慮して、適正な額とする。
- (2) 日程変更や感染防止対策の徹底(貸し切りバスの増加)などにより、やむを得ず金額が高額となる場合は、保護者への説明を十分に行い、理解を得る。また、必要に応じて業者の再選定や行き先の変更など再検討を行う。
- (3) 観光庁が実施する「GO TO トラベル」事業(現在停止中)において修学旅行等が対象に含まれることから、申請等について旅行代理店と密に連絡をとる。また経費とあわせて保護者に説明を行う。
- (4) キャンセル料(企画料相当)については、令和4年度当初予算として計上していないが、関係課と相談し可能な限り対応に努める。